

令和2年度児童生徒等「交通事故0月間運動」実施要綱

鹿児島県教育委員会
鹿児島県児童生徒等交通事故防止対策連絡会

1 趣 旨

各学校等において、年間を通して、自他の生命を尊重する精神を基盤とした交通安全教育・管理を進める中で、負傷事故が多発する月や取組の効果的な時期等を考慮して、「交通事故0月間運動」の期間を設定し、取り組むことにより、交通事故防止の一層の推進を図る。

2 運動期間

第Ⅰ期 令和2年7月1日から7月31日まで
第Ⅱ期 令和2年12月1日から12月31日まで

3 主 催

鹿児島県教育委員会、鹿児島県児童生徒等交通事故防止対策連絡会

4 実施事項

(1) 運動の重点事項及びスローガン

- ア 幼児・児童の道路への飛び出し防止 ～横断は しっかり よく見て たしかめて～
- イ 自転車運転のルール遵守とマナー向上 ～保険に加入し、ヘルメットをかぶろう～
- ウ 二輪車運転のルール遵守とマナー向上 ～制限速度を守り、周囲の安全確認を～

(2) 学校における実施事項

- ア 交通事故防止対策会等の設置・開催
- イ 通学路等における交通危険箇所などの一斉点検と安全対策
- ウ 児童生徒への交通危険箇所での現地指導
- エ 幼児・児童の道路への飛び出しの防止、遮断機等のない踏切の横断時の安全確認、児童生徒の自転車・原動機付自転車の安全利用の啓発と技能向上、交通ルールの厳守、警察等関係機関団体・自動車学校等と連携した交通マナーの向上などを目的とする、臨場感のある体験的な交通安全教室等の実施
- オ 学級（ホームルーム）活動等における、視聴覚教材等を活用した危険予知能力、危険回避能力、事故対処能力の育成及び交通事故の責任と補償についての理解
- カ 「かごしま県民のための自転車の安全で適正な利用に関する条例」「かごしま自転車安全利用五則」等に基づいた具体的な自転車利用に関する交通安全指導の実施
- キ 警察署と連携して「原付車又は自転車安全利用モデル校宣言」を行うなど、家庭・地域社会、関係団体等と一体となった交通安全教育
- ク 児童生徒の交通安全に対する保護者・地域住民の意識の高揚を図るための学校・学級・保健だより等による広報活動
- ケ 「交通事故0月間運動」の意識の高揚を図るための、児童会・生徒会活動における自主的・主体的取組の推進（ポスター・標語の募集、集会における啓発等）
- コ 中・高校生の登下校時における交通マナーの向上
- サ 自動車乗車時の全席シートベルト着用の徹底

(3) P T A、地域等における実施事項

- ア 交通危険箇所の点検及びその結果を踏まえた交通危険箇所マップの作成・配布や交通安全旗設置等の安全対策
- イ 街頭指導や巡回指導及び集落放送や防災無線、広報車等による啓発活動
- ウ P T A総会、地域P T A等の諸会合やP T A新聞等による交通安全意識の啓発活動
- エ 子ども会やスポーツ少年団等青少年団体における交通安全指導（自転車の灯火点検、ヘルメット・蛍光タスキの着用、反射テープの使用等）
- オ 子ども会における安全教育研修会等の積極的な開催（K Y T活動）
- カ 児童生徒を同乗して自動車を運転する保護者等への安全運転と事故防止の啓発
- キ 自動車乗車時の全席シートベルト着用の徹底
- ク 信号のない横断歩道での歩行者優先の徹底（横断歩道の直前で一時停止）

(4) 家庭における実施事項

- ア 子どもが自転車等で出かける際は、「車に気をつけてね」などの声かけの励行
- イ 飛び出し事故などの未然防止のための具体的・実践的交通安全指導（子どもと一緒に歩き、安全な道路横断の仕方や安全な行動の仕方などについて、手本を示しながら繰り返し指導）
- ウ 身近に起きた事件事例などをもとにした家庭での話合い、家族ぐるみでの交通ルールの厳守や正しい交通マナーの実践
- エ 「かごしま自転車安全利用五則」の確認及び「かごしま県民のための自転車の安全で適正な利用に関する条例」に基づいた対応、自転車の点検整備の励行
- オ 自転車への反射材用品等の積極的な取付け及び夕暮れ時には早めのライト点灯
- カ 自動車乗車時の全席シートベルト着用とチャイルドシートの正しい着用の徹底
- キ 信号のない横断歩道での歩行者優先の徹底（横断歩道の直前で一時停止）

(5) 教育委員会における実施事項

- ア 市町村交通事故防止対策連絡会の設置・開催及び具体的取組事項の決定・実施
- イ 公民館連絡協議会等の社会教育関係団体と連携した地域ぐるみの交通安全声かけ運動の推進や地域の広報紙等による啓発
- ウ 地域の各種研修会や行事などの機会をとらえた交通安全意識の高揚
- エ 生涯学習の場での映画・VTR等の視聴、実技指導等を通した正しい交通ルール・マナーの理解と意識の高揚
- オ 通学路の点検及び緊急合同点検後の進捗状況の把握

5 児童生徒への主な指導事項・内容

指 導 事 項	指 導 内 容
1 安全な道路の歩行	(1) 道路への飛び出しの厳禁 ※ 青信号でいきなり走り出さない、車と車の間から飛び出さない、車が止まるのを確認してから渡るなど、具体的な指導を繰り返し行う。 (2) 安全確認の厳守と道路の正しい横断（斜め横断、車両の直前・直後の横断の禁止）
2 自転車の正しい利用	(1) 「かごしま県民のための自転車の安全で適正な利用に関する条例」に基づいた自転車利用 ※ 乗車用ヘルメットの着用、自転車損害賠償保険等加入 (2) 「かごしま自転車安全利用五則」等による自転車利用のルール・マナーの遵守 ① 自転車は、車道が原則、歩道は例外 ② 車道は左側を通行 ③ 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行 ④ 安全ルールを守る（2人乗り・並進禁止、夜間ライト点灯、交差点での信号遵守と一時停止・安全確認） ⑤ ヘルメット着用 ※ 他、傘差し・携帯電話利用・イヤホン等利用の禁止、夕暮れ時の早めの点灯等 (3) 歩行者との衝突など加害事故の防止 (4) 減速、安全な速度での走行（下り坂・カーブ等） (5) 車両の点検・整備（反射材の取付け等）の定期的な実施 (6) 自転車運転者講習制度の周知
3 原動機付自転車の正しい利用	(1) 交通ルールの遵守 (2) 安全速度の厳守とスピード違反の厳禁 (3) 周囲の安全確認の徹底（確実な一旦停止、右左折時の前後左右の確認、停止車両等に対する注意） (4) 複数乗りの禁止 (5) 安全性の高いヘルメットの着用と正しい装着 (6) 常時点灯の徹底 (7) 車両の点検・整備の定期的な実施 (8) 加害事故の防止と損害賠償責任の理解 (9) 携帯電話使用、ヘッドホン等使用の禁止規定の周知徹底